

令和5年9月28日
土木部監理課用地室
担当 高山、西村
内線 5012・5027
直通 076-225-1713

金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園に係る裁決について

石川県収用委員会（会長 織田 明彦）は、起業者 金沢市から裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった、金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園について、裁決の会議を開催し、次のとおり裁決を行った。

- 1 裁 決 日 令和5年9月26日（火）
- 2 起業者の名称 金沢市 代表者 金沢市長 村山 卓
- 3 事業の種類 金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園
- 4 裁 決 の 概 要
 - ① 土地所有者 2人
 - ② 関 係 者 1者
 - ③ 収用し、明け渡すべき土地の区域 別表のとおり
 - ④ 権利取得の時期 令和5年10月25日

5 そ の 他

石川県収用委員会は、起業者及び土地所有者並びに関係者に対し、裁決書正本を令和5年9月26日に郵送した。

(別表)

収用し、明け渡すべき土地の区域

土地の所在及び地番	現況地目	実測地積 (㎡)
金沢市磯部町イ4番1	雑種地	811.30
金沢市磯部町イ78番	雑種地	851.03
計 2 筆		1,662.33

(参考)

裁決申請	…	令和 5年 3月15日
受理決定	…	令和 5年 4月20日
裁決手続開始決定	…	令和 5年 5月18日
第1回審理	…	令和 5年 6月19日
現地調査	…	令和 5年 7月24日

※ 金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園の事業内容に関する取材は、起業者（金沢市）にご確認ください。